

令和3年3月24日

金融庁企画市場局総務課 決済・金融サービス仲介法制室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案」等に対する意見について

今般、標記改定案（令和3年2月22日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	第17条～第20条	顧客にとって商品やその説明が「高度」かどうかは相対的かつ時代に応じて変遷し得るため、商品・サービスの範囲については、今後の経済実態や顧客ニーズを踏まえて柔軟に見直されるとの理解でよいか。
2	第26条第1項	第1項に規定される保証金の額について、金額の妥当性の根拠について教えて欲しい。
3	第26条第2項	年間受領手数料を元に5%を乗じて計算する場合、①補償の対象が元本返還等の原状回復に及ぶ場合に過少となる可能性があるほか、②手数料を無料にして営む事業においても過少となる可能性がある点についてどのように考えているか教えて欲しい。また、③5%という数字の根拠を教えて欲しい。
4	第26条第2項	保険仲立人においては過去3年間の保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料の合計金額を積み立てることとされている。対して、金融サービス仲介業では前年度の年間受領手数料を元にして保証金を計算するものと理解している。ミスコンダクトはすぐには発覚しないことや、市況変動といった外部要因・営業上の要因等によりそれまでの販売実績に比して極端に受入手数料が落ち込む年度が発生する可能性もあることを踏まえれば、保険仲立人のように過去複数年にわたる事業も考慮に入れて計算すべきではないか。
5	第26条	金融サービス仲介業者がその仲介行為について利用者に損害が生じた場合でも金融機関は監督責任も損害を賠償する責任も負わないとの理解でよいか。
6	その他	本制度は電子決済等代行業に関する法制とは異なり、金融機関側における体制整備に関する努力義務、金融サービス仲介業者に求める事項の基準や金融サービス仲介業者との連携・協働に係る方針の作成および公表義務等の義務はないとの理解でよいか。

「金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	第4条	①「その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」であれば外貨普通預金以外も含まれるとの理解でよいか。また、②「引出し」には解約も含まれるという理解でよいか。
2	第4条	「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができる」というのは、表示通貨による引出し等が顧客が選択可能なオプションとして用意されている外貨預金であればよく、必ずしも円転しての引出し等が禁止されるわけではないという理解でよいか。
3	第4条	「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができる」について、例えばドル預金をドルのまま引き出すことが可能であれば、引出しのためにドルまたは円での手数料の支払いが必要であっても問題ないという理解でよいか。
4	第9条柱書	「金融サービス仲介業者の提供するソフトウェア」について、①第三者が開発し金融サービス仲介業者に提供したソフトウェアや金融サービス仲介業者と他の事業者とで共用されているソフトウェアも含まれるのか、また②ウェブアプリケーションやクラウドアプリケーションも含まれるのか。
5	第16条1号イ	イで示されている事業性貸付の媒介は、「その他の」とある通り、「兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるもの」の例示として示されているものであって、預金等媒介業者が顧客からのみ委託を受ける場合には、相手方金融機関との利益相反は観念できないので、かかる預金等媒介業者については事業性貸付の取り扱いも禁止されるものではないという理解でよいか。
6	第16条2号	預金等媒介業者が顧客からのみ委託を受ける場合には、「その業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がない」と認められるとき」に該当するという理解でよいか。
7	第33条1項1号	金融サービス仲介業者ができない行為は、金融サービス契約の内容の変更又は解除の申し出に対して、金融サービス仲介業者の権限で承諾することによって、かかる申し出を相手方金融機関に伝達すること(及び相手方金融機関からの回答を顧客に伝達すること)を請け負うことは可能という理解でよいか。
8	第33条第2項3号	法25条2項は、「『顧客』から求められたとき」に手数料の開示義務を定め、仲介業等府令33条第2項第3号では、「『顧客』が締結しようとする金融サービス契約」について提供すべき情報を定めている。法の趣旨を踏まえ、契約を締結する前にその判断の材料として手数料の開示請求が可能である必要があると思われるところ、ここでいう「顧客」とは、現に取引関係を有しなくとも(すなわち契約前であっても)、取引の検討のためにウェブサイトの申し込み画面に遷移した者など、取引を前提とした接触関係にある者も含まれるとの理解でよいか。
9	第46条	金融サービス仲介業者が収納代行として顧客から金銭を収受することは許容されるのか。

「金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
10	第120条2項	本項は、金融サービス仲介業者の要件を満たす事業者の従業員等が証明書の携帯を義務付けられる場面の例外について示したものであり、ある事業者が「勧誘を伴わない広告のみを行う業務」を行うことのみで直ちに「媒介」に該当し金融サービス仲介業に該当し得ることを意味するものではないという理解でよいか。
11	その他	金融サービス仲介業者が資金移動業との兼営をする場合に、資金移動業のアカウントに、様々な金融商品を購入するための又は当該金融商品を売却した際の代金を入金させるという取引が発生することも想定される。このような場合、一連の取引の過程で滞留する資金(特に売却資金)は為替取引を目的とした資金滞留であるかどうか疑義があると思われるが、出資法の預り金規制や資金決済法の滞留規制との関係においてどのような制限がかけられるのか。第2種資金移動業者が100万円以上の資金滞留があった場合には、為替取引との関連を確認する体制整備義務が課される等の対応が取られているが、仮に100万円未満であっても為替取引との関連性のない資金滞留は認められないとの理解でよいか。

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	銀行法施行規則第13条の6の8、第35条1項25号	銀行から委託を受けない金融サービス仲介業者については、委託先管理の対象にはならず、当該業者の不祥事件について銀行は届出義務を負わないという理解でよいか。また、金融サービス仲介業者に手数料を支払っていたとしても直ちに委託先に該当しないということによいか(保険仲立人の例)。そうである場合、金融サービス仲介業者について委託先に該当するかどうかはどのように判断されるのか。
2	別表第三(第三十四条の六十一関係)	銀行代理業者が金融サービス仲介業における預金等媒介業務の登録を行った場合の届出については、銀行法施行規則の別表第三(第三十四条の六十一関係)にある「銀行代理業を廃止したとき」において規定される届出は不要であり、「金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けたとき」において規定される届出のみを提出すればよいという理解でよいか。

「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	Ⅲ-2-1-3 組織犯罪等への対応、Ⅲ-2-1-4 反社会的勢力による被害の防止	監督指針案で示されている通り、顧客接点となる金融サービス仲介業者についてもAML/CFT管理の観点で重要な役割を担い得る立場にあると理解している。この点、規制当局として、必要な監督を行うとともに、適切な態勢整備については認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則などを通じて徹底を図っていくことが適当ではないか。
2	Ⅲ-2-6 特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則 (1)主な着眼点④ 不相当又は不誠実な媒介行為	ハの「複数の金融サービス」には自社が取り扱っていない金融サービスも含まれるのか。例えばある金融サービス仲介業者では特定の顧客に適合する商品が一つしかない場合において、世に存在する他の同種の商品の中には手数料がより低額なものも存在するという場合、当該金融サービス仲介業者が自社取扱商品をお勧めすることにより何らかの制限が課せられるのか。
3	Ⅲ-2-8 他の事業者の提供するサービスとの連携	「連携サービス」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。証券会社が提供する更新系APIを利用して注文に係る情報を相手方金融機関に伝達する場合等、金融サービス仲介業としての媒介行為(電子金融サービス仲介業務も含む)それ自体については含まれないという理解でよいか。
4	Ⅲ-2-8 他の事業者の提供するサービスとの連携 Ⅲ-2-8-1 主な着眼点 (2)セキュリティの確保③	③の「リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策」について、「例えば」以下でご記載頂いている、「金融サービス仲介業者の利用者に対して公的個人認証その他の方法により実効的な本人確認を行う」、「連携サービスを提供している金融機関において…実効的な多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認」はあくまで例示であって、個別具体的な案件におけるリスクレベルに応じてその他の不正防止策により対応することも否定されないという理解でよいか。
5	Ⅲ-2-8 他の事業者の提供するサービスとの連携 Ⅲ-2-8-1 主な着眼点 (2)セキュリティの確保③	「連携サービスを提供している金融機関」は「連携サービスの相手方となる金融機関」などが妥当ではないか。「連携サービス」には必ずしも他の金融機関が提供しているサービスと捉えられないものも多いように思料する。
6	Ⅲ-2-15 金融サービス仲介業者が受領する手数料等の開示等	ある相手方金融機関からの受け入れ手数料が直近の単一年度で大きく伸びた場合など、直近の複数年度と直近の単一年度で収受した手数料額が大きい4社程度が異なる場合でも、直近の複数年度ベースで判断することによいか。
7	Ⅲ-2-15 金融サービス仲介業者が受領する手数料等の開示等	直近の複数年度で算出すると収受した手数料額が大きい4社程度に含まれている金融機関であっても、顧客から求めがあった時点において取引関係が解消されている金融機関については開示の対象から除外することによいか。

「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
8	V-1-2-1-2 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明	「預金等媒介業者と顧客が契約を締結しようとする銀行等との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する」とあるが、金融サービス仲介業者と銀行等との役割分担の合意の下、専ら銀行等が説明を行い金融サービス仲介業者は説明を行わない(勧誘・送客のみ行う等)という取扱いも否定されるものではないという理解でよいか。
9	V-1-2-1-2 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明	監督指針案では、金融機関と金融サービス仲介業者との間で「情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ」ることが定められているが、金融サービス仲介業者制度は所属制をとらず、金融機関は監督責任を負わない(仲介業者が自ら損害賠償責任を負う)こととの関係において、当該金融サービス仲介業者が担う情報の提供及び説明につき、別に定める場合を除き、法令上は金融機関は監督責任も損害賠償責任も負わないとの理解でよいか。
10	V-2-1-1-1 登録の要否 (3) 登録が不要である場合	以下は仲介業の登録を要する「媒介」にあたるか教えて欲しい。 ①(現行法上、既に行われている)アフィリエイト広告サイトや比較サイト上に申し込み画面を設置し当該申し込み情報を銀行に伝達すること、②同サイト上は申し込み画面を設置せず、銀行側のサイトに変遷した後、オートフィルで広告サイト側が有するユーザーの情報を仮入力すること
11	V-2-3-2 他業の兼業に関する審査 (1)「規格化された貸付商品」(仲介業等府令第16条第1号イ、第2号ロ)	「財務情報」には、例えば預金口座の入出金履歴も含まれると考えてよいか。また、「機械的処理」にはAIによる融資判断も含むという理解でよいか。
12	V-2-3-2 他業の兼業に関する審査 (1)「規格化された貸付商品」(仲介業等府令第16条第1号イ、第2号ロ)	機械的処理により貸付条件及び貸付可否が判断された後に、反社会的勢力の排除や公序良俗違反の事業を営む者への融資回避等の観点で、定性情報を利用した人の手によるネガティブチェックを行ったとしても、これにより「規格化された貸付商品」に該当しないものではないという理解でよいか。
13	VI-1-4-1-1 他の保険募集人等との関係 (1) 保険媒介業務の委託、 (2) 共同の行為	保険媒介業者(誰からの委託を受けているかを問わない)が、他の保険媒介業者や保険募集人(銀行等を含む)、保険仲立人等に対して保険媒介業務関連行為を委託すること、及び保険募集人(銀行等を含む)や保険仲立人が、保険媒介業者(誰からの委託を受けているかを問わない)に対して募集関連行為を委託することについては、VI-1-4-1-1 (1)及び(2)に抵触するものではないという理解でよいか。

以上